

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部改正（案）
パブリックコメント実施要領

1 意見募集の理由

「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」の規定に基づき、あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の所要の改正を行うことに伴い、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

2 一部改正案の概要

- ・題名を「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に改正します。
- ・「目的」に日本国憲法と世界人権宣言の基本理念と並んで「部落差別解消推進法」の基本理念にのっとることを追加します。
- ・「目的」に「性的指向及び性自認を理由とする差別」の文言を、性の多様性に関する理解や差別意識の解消を目的として追加します。
- ・「相談体制の充実」として、差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めることを追加します。
- ・「部落差別に関する調査等の実施」として、市の施策の策定及び推進に反映させるため、国や県が実施する部落差別の実態に係る調査等に協力し、必要に応じて市民意識調査など部落差別の解消に関する調査を実施することを追加します。

3 募集期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時 00 分まで（必着）

4 提出方法

下記のいずれかの方法で、別添の「パブリックコメント意見書」に必要事項を記入のうえご提出をお願いします。

① 糸島市役所人権・男女共同参画推進課へ直接提出

提出先：糸島市役所 人権・男女共同参画推進課（庁舎 4 階 8 番窓口）

※土日・祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分まで

② 糸島市人権センターへ直接提出（市民交流センター 6 階）※施設の開館時間に限る

③ 各校区コミュニティセンター意見箱へ投函 ※施設の開館時間に限る

④ 郵送

封筒に「人権擁護条例の改正（案）に関するパブコメ意見」と記載して下さい。

※郵送料は、提出者本人の負担となります。

⑤ 電子メール

件名に「人権擁護条例の改正（案）に関するパブコメ意見」と記入し、別添「パブリックコメント意見書」を添付のうえ、提出先の電子メールアドレスに送信して下さい。

⑥ ファックス

別添「パブリックコメント意見書」を添付のうえ、提出先の FAX 番号に送信して下さい。

5 提出先

糸島市役所 人権・男女共同参画推進課（庁舎 4 階） 郵便番号：819-1192

住所：糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

FAX：092-323-2344

電話：092-332-2075

電子メール：jinkendanjo@city.itoshima.lg.jp

6 注意事項

下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。

- ①住所や氏名が記入されていないもの。
- ②募集期間内に到達しなかったもの
- ③条例改正案に関係ないもの
- ④個人や特定の団体を誹謗中傷するもの

※提出された意見等の集計結果は公表しますが、個別の回答はいたしません。

※ご意見等以外の情報（氏名・住所・電話番号）は、公表しません。

以上